

令和7年度

城陽市カーボンニュートラル補助金について

カーボンニュートラルの実現に向け、地球温暖化防止及び再生可能エネルギーの利用を促進するため、その取り組みを実践する市民に対し、下記に係る費用の一部を補助します。

★注意★

- ※ 受付は申請順で行います。
- ※ 予算の上限額に達した時点で受付終了となります。
- ※ 申請は一つの補助対象事業につき、1回限りです。
(申請する補助対象事業に係る補助金を過去に受けたことのある方は再度受けられません。)
- ※ 手引きには主な対象要件を記載しています。提出前に、申請書類チェックリストを用いて書類一式が揃っているかご確認ください。

補助対象事業

- 1 雨水タンクの設置
- 2 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置
 - ・FIT (FIP) 制度
 - ・FIT (FIP) 制度以外※住宅用高効率給湯機器・住宅用コージェネレーションシステムを併せて設置することで補助金額の加算有り
- 3 住宅窓の断熱改修

※FIT 制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）とは、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社（送配電事業者）が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。

補助金交付の流れ

交付申請書等の申請書類一式を揃えて環境課窓口へ提出してください。

- ※ 申請書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。
(提出前に、申請書類チェックリストを用いて書類一式が揃っているかご確認ください。)

↓
審査

↓
補助金の交付が適当と認められるときは、交付決定通知書を環境課から送付します。

↓
交付決定通知書と同送の交付請求書の様式に必要事項をご記入のうえ、環境課窓口へ提出してください。

- ※ 交付請求書は交付決定通知書の通知の日から、**14日以内**に環境課窓口へ提出してください。
- ※ アンケートの協力をお願いする場合がございます。

↓
指定の口座へ補助金を振り込みます。

<本補助金に係る書類の提出及びお問い合わせ>

城陽市役所 市民環境部 環境課 環境係
京都市城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地
T E L : 0774-56-4061

(開庁日の8時30分から17時15分まで(12時から13時を除く))

1 雨水タンクの設置

【補助対象者】

- 城陽市内に住所を有する者
- 市税を滞納していない者（交付申請時に市税調査に同意をいただきます。）
- 市内に所有し、若しくは占有する一戸建て住宅への設置であること（借家の場合も申請可能です。）
- 過去に当該補助を受けていないこと（城陽市雨水貯留施設設置補助金を含む）
- 補助対象設備の購入者が申請者本人であること

【補助対象となる設備等の要件】

◎雨水タンク

- 貯留容量が80リットル以上
- 密閉型であること
- 市販品（既製品）であること
- 新品であること
- 展示販売用でないこと
- 令和7年4月1日以降に購入した雨水タンクであること

【補助対象経費】

- 雨水タンク本体と雨どいの分岐接続に必要な付属品の購入に要する費用（税抜）

★注意★

- ・ 設置、運搬、手数料等の費用及び架台等の付属品の購入費用は補助対象になりません。

【補助額】

補助対象経費の4分の3（千円未満端数切り捨て）

上限額：2万1千円

【申請方法】

雨水タンクの設置完了後、以下の書類を環境課に提出してください。提出前に、申請書類チェックリストを用いて書類一式が揃っているかご確認ください。

- 城陽市カーボンニュートラル補助金交付申請書
- 雨水タンク設置後のカラー写真及び配置図（設置後の雨水タンクを正面から撮ったもの）
 - ※ 交付申請書等の提出時
 - … 広報ステッカーを貼っていない雨水タンク設置後の写真を提出
 - 交付決定通知書の送付後
 - … 広報ステッカーを貼った雨水タンク設置後の写真を提出
 - （交付申請書等の提出時に環境課窓口で広報ステッカーをお渡ししますので、請求書の提出の際に、併せて提出をお願いします。）
- 雨水タンクの製品名及び貯留容量等が記載された書類（例：購入時についてくる取扱説明書や保証書に記載されている商品の仕様欄のコピー）
- 領収書及び明細書の写し ※レシート不可
 - ※ 雨水タンク本体と雨どいの分岐接続に必要な付属品の金額がわかるもの
 - ※ 個人に付与されたポイント・クーポンを使用して購入されたものはその分を差し引いた金額が補助対象経費となります。
- 借家の場合、所有者の承諾書（必須）

【受付期間】

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

※ 予算の上限額に達した時点で受付終了となります。

【申請期限】

雨水タンクの購入日より3か月以内



2 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置

【各制度の補助対象設備及び補助上限額】

	FIT (FIP) 制度 の補助上限額	FIT (FIP) 制度以外 の補助上限額
太陽光と蓄電池の 同時設置 (A)	上限14万円	上限27万円
(A)と 高効率給湯機器の 同時設置	上限30万円 の加算	
(A)と コージェネレーション システムの同時設置	上限80万円 の加算	

※各設備の補助上限額は、各制度のページの【補助額】の項目をご確認ください。

※上表の太枠で囲んだ部分は、国の交付金を活用して事業を実施していることから、設置される設備について、他の国庫補助金の交付を受けていないことが必要です。直接の申請先が国でない場合でも、国費が充当された補助金の交付を受けている場合は併用できません。

※同時導入の考え方…原則として、導入に係る契約が同一のもの又は同一の建築工事に行われた別契約であるものが同時設置に該当します。

【補助金の申請可能期間】

※申請可能期間内であっても、予算の上限額に達した時点で受付終了となります。

事業の詳細につきましては、次ページ以降をご確認ください。

【事業実施予定期間が1年以上で2年度に渡る場合】

事前に事業開始承認の申請が必要です。詳しくは、P14「3 事業が1年以上で2年度に渡る場合の事業開始の承認申請」をご確認ください。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
FIT (FIP) 制度	太陽光と蓄電池	← 令和7年4月1日～令和8年3月31日まで →												
	太陽光と蓄電池と 高効率給湯機器又は コージェネレーションシステム													
FIT (FIP) 制度以外	太陽光と蓄電池				← 令和7年5月28日～令和8年1月8日まで →									
	太陽光と蓄電池と 高効率給湯機器又は コージェネレーションシステム													
事業開始承認申請制度 ※交付申請は令和8年度となります。					← 令和7年5月28日～令和7年11月28日まで →									

《FIT (FIP) 制度》

【補助対象者】

- 城陽市内に住所を有する者
- 市税を滞納していない者（交付申請時に市税調査に同意をいただきます。）
- 市内に所有する一戸建て住宅への設置であること（所有し、居住する住宅であること）
- 過去に当該補助を受けていないこと（城陽市住宅用蓄電池システム等設置補助金を含む）
- 補助対象設備の購入者が申請者本人であること。

【補助対象となる設備等の主な要件】

※詳細は、申請書類チェックリストと併せてご確認ください。

<住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置>

◎住宅用太陽光発電システム

- 公称最大出力の合計値が2kW以上であること
- FIT (FIP) 制度の認定を受けていること
- 住宅の屋根に設置していること

◎住宅用蓄電池システム

- 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置であること

★注意★

以下の場合には補助対象となりません。

- ・ 設置する住宅の総床面積の2分の1以上が店舗等として使用されている場合
- ・ 既に住宅用太陽光発電システム又は住宅用蓄電池システムのいずれかの設備が設置されている住宅に、もう一方の設備を新たに設置する場合

※ ただし、以下のケースは補助対象となります。

- ① 太陽光発電システムの増設＋住宅用蓄電池システムの新設（同時設置）
- ② 太陽光発電システムの新設＋住宅用蓄電池システムの増設（同時設置）

- ・ 補助対象経費にHEMS等の補助対象外のものが含まれている場合

<住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムの同時設置>

◎住宅用高効率給湯機器

- 住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池システムと同時に設置すること
- 従来の給湯機器等に対して二酸化炭素の排出量を30%以上削減することができるものであること
(※二酸化炭素の排出量を30%以上削減の計算にあたっては、「温室効果ガス削減効果計算表」をご活用ください。)
- 令和7年4月17日以降に事業着手していること
(※事業着手とは、補助対象設備の設置に係る契約又は工事開始のいずれか早い方を指します。)

◎住宅用コージェネレーションシステム

- 住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池システムと同時に設置すること
- 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること
- 令和7年4月17日以降に事業着手していること
(※事業着手とは、補助対象設備の設置に係る契約又は工事開始のいずれか早い方を指します。)

【補助対象経費】

住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システム	住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの購入及び設置に要する費用（税抜）
住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステム	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費）の別表第1（※）に定める費用（税抜） （※）下記のホームページをご確認ください。 URL : https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/ （「脱炭素地域づくり支援サイト」環境省）

【補助額】

住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システム	以下の①・②・③の合計額 <u>上限額14万円</u> (補助対象経費の2分の1以内) ①基本額1万円 ②住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 (1kW 当たりで表した値) × 1万円 (<u>上限額4万円</u>) ③住宅用蓄電池システム 蓄電容量(1kWh 当たりで表した値) × 1万5千円 (<u>上限額9万円</u>)
住宅用高効率給湯機器	補助対象経費の2分の1(千円未満端数切り捨て) <u>上限額:30万円</u>
住宅用コージェネレーションシステム	補助対象経費の2分の1(千円未満端数切り捨て) <u>上限額:80万円</u>

【申請方法】

本事業に係る工事が終了し、電力会社(送配電事業者)との電力受給契約完了後に、以下の書類を環境課に提出してください。提出前に、申請書類チェックリストを用いて書類一式が揃っているかご確認ください。

<住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置>

- 城市カーボンニュートラル補助金交付申請書
- 当該設備の設置状況が確認できるカラー写真及び配置図
 - ※ 太陽光パネルの写真は枚数が確認できるもの
太陽光パネルの配置図は公称最大出力の合計値が確認できるもの
 - ※ 蓄電池の写真は設置状況が確認できるもの(設置した設備本体の写真)と、
型番及び容量が確認できるもの
蓄電池の配置図は、設置場所を確認できるもの
- 電力会社(送配電事業者)との電力受給契約の内容が記載された書類
- 当該設備の購入及び設置に係る費用の内訳のわかる領収書及び明細書の写し
又は融資を受けたことを示す書類及び明細書の写し
- 蓄電池の容量が確認できる資料(カタログ等の写し)

<住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムの同時設置>

- 当該設備の設置状況が確認できるカラー写真及び配置図
 - ※ 設備の写真は設置状況が確認できるもの(設置した設備本体の写真)と、
型番が確認できるもの
 - ※ 設備の配置図は、設置場所を確認できるもの
- 当該設備の購入及び設置に係る費用の内訳のわかる領収書及び明細書の写し
又は融資を受けたことを示す書類及び明細書の写し
- 当該設備の仕様が確認できる資料(カタログ等の写し)
- 温室効果ガス削減効果計算表(住宅用高効率給湯機器を設置した場合に限る)
 - ※ 従来の給湯機器等に対して二酸化炭素の排出量を30%以上削減することができることを示す書類
- 従来の給湯機器等の仕様が確認できる資料(温室効果ガス削減効果計算表に添付)

【受付期間】

太陽光と蓄電池の同時設置	令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）
太陽光と蓄電池と高効率給湯機器又は コージェネレーションシステムの同時設置	令和7年5月28日（水）～令和8年1月8日（木）

※ 予算の上限額に達した時点で受付終了となります。

【申請期限】

太陽光と蓄電池の同時設置	電力会社（送配電事業者）との電力の受給を開始した日 から3か月以内
太陽光と蓄電池と高効率給湯機器又は コージェネレーションシステムの同時設置	

FIT (FIP) 制度の住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置
 <事務手続きの流れ>

期限	申請者	書類	市環境課
令和7年4月1日受付開始			
	契約・工事等		
	電力受給契約		
	↓		
電力受給契約の開始日から 3カ月以内かつ 令和8年3月31日まで	交付申請書等提出	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">交付申請書等</div> →	申請書受付・審査
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 交付決定通知書 (請求書を併せて送付) </div>	↓
	請求書記入	←	交付決定
	↓		
交付決定通知から2週間以内	請求書提出	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">請求書</div> →	請求書受付
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 指定の口座へ補助金を振込 </div>	↓
請求書受付から1カ月程度	補助金の入金確認	←	補助金の交付

令和7年4月1日以前の受給開始日も対象です。

※予算の上限に達した時点で、受付終了となります。

FIT (FIP) 制度の住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムと住宅用高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの同時設置

<事務手続きの流れ>

期限	申請者	書類	市環境課
令和7年5月28日受付開始	契約・工事開始		
	↓		
	工事完了・代金支払		
	↓		
電力受給契約の開始日から3カ月以内かつ 令和8年1月8日まで	交付申請書等提出	交付申請書等 →	申請書受付・審査
		交付決定通知書 (請求書を併せて送付)	↓
	請求書記入	←	交付決定
	↓		
交付決定通知から2週間以内	請求書提出	請求書 →	請求書受付
		指定の口座へ補助金を振込	↓
請求書受付から1カ月程度	補助金の入金確認	←	補助金の交付

令和7年4月17日以降の契約・工事開始が対象です。

※住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置に併せて、住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムを設置する場合、当該設備も補助対象となります。原則として、導入に係る契約が同一のもの又は同一の建築工事に行われた別契約であるものが同時設置に該当します。

※予算の上限に達した時点で、受付終了となります。

《FIT（FIP）制度以外》

【補助対象者】

- 城陽市内に住所を有する者
- 市税を滞納していない者（交付申請時に市税調査に同意をいただきます。）
- 市内に所有する一戸建て住宅への設置であること（所有し、居住する住宅であること）
- 過去に当該補助を受けていないこと（城陽市住宅用蓄電池システム等設置補助金を含む）
- 補助対象設備の購入者が申請者本人であること。

【補助対象となる設備等の主な要件】

※ 詳細は、申請書類チェックリストと併せてご確認ください。

なお、この補助金は環境省の交付金と京都府の補助金を活用しているため、国・府の補助金交付要領に定められた補助要件を全て満たす必要があります。

※ FIT（FIP）制度とは、一部補助要件が異なります。

<全体>

- 令和7年4月17日以降に事業着手していること

（※事業着手とは、補助対象設備の設置に係る契約又は工事開始のいずれか早い方を指します。）

<住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置>

◎住宅用太陽光発電システム

- 公称最大出力の合計値が2kW以上であること
- 年間で発電する電力量の自家消費率が30%以上であること
（※二酸化炭素の排出量を30%以上削減の計算にあたっては、「温室効果ガス削減効果計算表」をご活用ください。）
- 建材一体型太陽光発電システム及びソーラーカーポートによる導入でないこと
- FIT（FIP）制度の認定を受けていないこと

◎住宅用蓄電池システム

- 家庭用蓄電池（蓄電容量が4,800Ah・セル相当のkWh未満）であること。
※ 125万円/kWh（工事費込・税抜）以下の蓄電池システムとなるよう努めてください。
※ その他の対象要件の詳細については、申請書類チェックリスト及び誓約書の記載事項をご確認ください。

★注意★

以下の場合には補助対象となりません。

- ・ 設置する住宅の総床面積の2分の1以上が店舗等として使用されている場合
- ・ 既に太陽光発電システム又は住宅用蓄電池システムのいずれかの設備が設置されている住宅に、もう一方の設備を新たに設置する場合

※ ただし、以下のケースは補助対象となります。

- ① 太陽光発電システムの増設＋住宅用蓄電池システムの新設（同時設置）
- ② 太陽光発電システムの新設＋住宅用蓄電池システムの増設（同時設置）

- ・ 補助対象経費にHEMS等の補助対象外のものが含まれている場合

<住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムの同時設置>

◎住宅用高効率給湯機器

- 住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池システムと同時に設置すること
- 従来の給湯機器等に対して二酸化炭素の排出量を30%以上削減することができるものであること

◎住宅用コージェネレーションシステム

- 住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池システムと同時に設置すること
- 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること

【補助対象経費】

住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システム	「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年3月10日環地域事発 2503102 号改正）（別表1-4・対象経費）」の別表第1（※）に定める費用（ 税抜 ） （※）下記のホームページをご確認ください。 URL： https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/ （「脱炭素地域づくり支援サイト」環境省）
住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステム	

なお、次に掲げる経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ・ 公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等
- ・ 過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの
- ・ 既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用
- ・ 土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- ・ 本事業と直接関係のない工事に要した費用
- ・ 設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用
- ・ 経理処理上、補助金とすることが適さないもの

【補助額】

住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システム	以下の①・②・③の合計額 上限額27万円 （補助対象経費の2分の1以内） ①基本額1万円 ②住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 （1kW 当たりで表した値）×2万円 （ 上限額8万円 ） ③住宅用蓄電池システム 蓄電容量（1kWh 当たりで表した値）×3万円 （ 上限額18万円 ）
住宅用高効率給湯機器	補助対象経費の2分の1（千円未満端数切り捨て） 上限額：30万円
住宅用コージェネレーションシステム	補助対象経費の2分の1（千円未満端数切り捨て） 上限額：80万円

【申請方法】

本事業に係る工事終了後に、以下の書類を環境課に提出してください。提出前に、申請書類チェックリストを用いて書類一式が揃っているかご確認ください。

<住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置>

- 城陽市カーボンニュートラル補助金交付申請書
- 当該設備の設置状況が確認できるカラー写真及び配置図
- 太陽光パネルの写真は枚数が確認できるもの
太陽光パネルの配置図は公称最大出力の合計値が確認できるもの
- 蓄電池の写真は設置状況が確認できるもの（設置した設備本体の写真）と、
型番及び容量が確認できるもの
蓄電池の配置図は、設置場所を確認できるもの
- 小売電気事業者との電力受給契約の内容が確認できる書類又は系統連系承諾書
- 当該設備の購入及び設置に係る費用の内訳のわかる領収書及び明細書の写し
又は融資を受けたことを示す書類及び明細書の写し
- 住宅用太陽光発電システムの工事請負契約書又は売買契約書
- 発電電力消費計画書
※ 住宅用太陽光発電システムにより発電する年間の再生可能エネルギー電気のうち30%
以上を、当該住宅用太陽光発電システムを設置した住宅で使用する積算が記載された書類
- 年間発電量見込の算定根拠となる資料（発電電力消費計画書に添付）
- 過去1年間の電力使用量の算定根拠となる資料（発電電力消費計画書に添付）
- 誓約書
- 製造業者が発行した蓄電池の保証書の写し
- パワーコンディショナーの定格出力がわかる資料（カタログ等の写し）
- 蓄電池の容量がわかる資料（カタログ等の写し）

<住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムの同時設置>

- 当該設備の設置状況が確認できるカラー写真及び配置図
※ 設備の写真は設置状況が確認できるもの（設置した設備本体の写真）と、
型番が確認できるもの
※ 設備の配置図は、設置場所を確認できるもの
- 当該設備の購入及び設置に係る費用の内訳のわかる領収書及び明細書の写し
又は融資を受けたことを示す書類及び明細書の写し
- 当該設備の仕様が確認できる資料（カタログ等の写し）
- 温室効果ガス削減効果計算表（住宅用高効率給湯機器を設置した場合に限る）
※ 従来の給湯機器等に対して二酸化炭素の排出量を30%以上削減することができることを
示す書類
- 従来の給湯機器等の仕様が確認できる資料（温室効果ガス削減効果計算表に添付）

【受付期間】

令和7年5月28日（水）～令和8年1月8日（木）

※ 予算の上限額に達した時点で受付終了となります。

【申請期限】

補助対象設備の設置完了日（補助対象事業が完了した日）から3か月以内であること

※ 設置完了には据付調整（建築現場において、据付作業をした建造物に対して、総仕上げとして行うチェック）を含みます。

FIT（FIP）制度以外の住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置

<事務手続きの流れ>

期限	申請者	書類	市環境課
令和7年5月28日受付開始	契約・工事開始		
	↓		
	工事完了・代金支払		
	↓		
補助対象事業の完了日から3カ月以内かつ 令和8年1月8日まで	交付申請書等の提出	交付申請書等 →	申請書受付・審査
		交付決定通知書 (請求書を併せて送付)	↓
	請求書記入	←	交付決定
	↓		
交付決定通知から2週間以内	請求書提出	請求書 →	請求書の受付
			↓
請求書受付から1カ月程度	補助金の入金確認	指定の口座へ補助金を振込 ←	補助金の交付

令和7年4月17日以降の
契約・工事開始が対象です。

※予算の上限に達した時点で、受付終了となります。

FIT（FIP）制度以外の住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムと住宅用高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの同時設置

<事務手続きの流れ>

期限	申請者	書類	市環境課
令和7年5月28日受付開始	契約・工事開始		
	↓		
	工事完了・代金支払		
	↓		
補助対象事業の完了日から3カ月以内かつ 令和8年1月8日まで	交付申請書等の提出	交付申請書等 →	申請書受付・審査
		交付決定通知書 (請求書を併せて送付)	↓
	請求書記入	←	交付決定
	↓		
交付決定通知から2週間以内	請求書提出	請求書 →	請求書の受付
			↓
請求書受付から1カ月程度	補助金の入金確認	指定の口座へ補助金を振込 ←	補助金の交付

令和7年4月17日以降の契約・工事開始が対象です。

※住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置に併せて、住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムを設置する場合、当該設備も補助対象となります。原則として、導入に係る契約が同一のもの又は同一の建築工事に行われた別契約であるものが同時設置に該当します。

※予算の上限に達した時点で、受付終了となります。

3 事業が1年以上で2年度に渡る場合の事業開始の承認申請

【対象事業】

P3～P13「2 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置」事業

※ FIT（FIP）制度かつ住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置のみの場合は対象外となります。

【事業開始承認申請】

住宅の新增築工事と補助対象設備の設置工事を一体として契約する場合に事業実施に必要な期間が1年以上必要など、2年度に渡って事業を実施する際は、初年度の事業着手前に事業開始承認申請が必要です。

※ 補助対象設備に係る契約から工事完了又は代金支払のどちらか遅い方までの期間が1年以上ある場合を指します。

【事業開始承認申請書の受付期間】

令和7年5月28日（水）～令和7年11月28日（金）まで

【申請方法】

以下の書類を環境課に提出してください。

- 城陽市カーボンニュートラル補助金事業開始承認申請書
- 補助対象事業の概要を確認できる書類（工程表、見積書等）
- 事業開始承認申請制度に係る説明事項確認書

【事業着手】

事業開始承認の通知を受けた後、事業に着手してください。事業開始承認前に事業着手した場合は補助対象外となります。契約後、補助対象設備に係る設置工事については、令和7年度、令和8年度を問わず実施していただいて差し支えありません。

ただし、承認日の翌年度の4月1日から市長が別に定める日（国の交付金交付決定があるまでの期間）については、既に事業開始承認を受けている2年度事業についても補助対象設備の設置工事を実施することができません。

※ 「着手」とは、補助対象設備の設置に係る契約又は工事開始のいずれか早い方を指します。新築住宅等、補助対象設備に係る契約内容が建物本体の契約に含まれる場合は、建物本体の契約日が事業着手日となります。

【承認内容に変更が生じた場合の申請方法】

以下の書類を環境課に提出してください。

- 城陽市カーボンニュートラル補助金事業開始変更承認申請書
- 変更内容を確認できる書類（見積書、工程表等）

【事業完了及び交付申請】

承認日の翌年度の市長が別に定める日（国の交付金交付決定日以降）かつ令和8年度の受付期間内に必ず事業完了及び交付申請を行ってください。

交付申請は、補助対象設備の設置完了日（補助対象事業が完了した日）から3か月以内であることが必要です。

※ 設置完了には据付調整（建築現場において、据付作業をした建造物に対して、総仕上げとして行うチェック）を含みます。

【注意事項】

①承認日と同じ年度内に事業を完了した場合は、承認を取消します。

※ 令和7年度中に事業を完了した場合は、単年度での事業実施となるため、事業開始承認の対象となりませんのでご注意ください。（※通常の申請は可能ですが、新たな受付の扱いとなります。）

②翌年度の国、府、市の予算措置が前提となりますので、事業開始承認を以って補助金の交付を確約するものではないことをご了承ください。

事業開始承認申請制度を活用する場合の事務手続きの流れについて

<事務手続きの流れ>

期限	申請者		書類	市環境課
令和7年5月28日受付開始	承事 承認 申請 始	事前相談		
		↓		
令和7年11月28日受付終了		事業開始承認申請	事業開始承認申請書等 →	受付・審査
			事業開始承認通知書 ←	↓ 事業開始承認
		契約・工事着工		
		↓		
<p>事業開始承認の翌年度4月1日から市長が別に定める日（国の補助金交付決定を確認するまでの期間）は補助対象設備に係る工事不可となりますので、ご注意ください。 工事再開が可能となった時点で市から申請者へお知らせします。</p>	契約変更なし	契約変更あり	変更承認申請書等 →	受付・審査
			変更承認通知書 ←	↓ 変更承認
	↓	変更後工事着工		
		↓		
令和8年4月1日～国の補助金交付決定まで <工事不可期間>	<補助対象設備に係る工事不可期間>		→	国からの内示確認
			工事再開可能となった旨をお知らせ	↓
国の交付決定後（市からの通知後） <工事再開>	補助対象設備に係る工事再開		←	工事再開通知
		↓		
<p>事業実施期間が1年以上2年以内の事業が交付申請の対象です。</p>	交付 申請	工事完了・代金支払		
		↓		
補助対象事業の完了日から3カ月以内かつ 令和9年1月8日まで 交付申請書等を受付		交付申請書等の提出	交付申請書等 →	申請書の受付・審査
			交付決定通知書 （請求書を併せて送付） ←	↓ 交付決定
		請求書記入		
		↓		
交付決定通知から2週間以内		請求書提出	請求書 →	請求書受付
			指定の口座へ補助金を振込 ←	↓ 補助金の交付
請求書受付から1カ月程度		補助金の入金確認		

※事業開始承認により、必ずしも翌年度の補助金の交付が確約されるものではありませんので、ご注意ください。
 ※事業実施期間が1年以上2年以内（補助対象設備にかかる契約～工事完了又は代金支払のどちらか遅い方までの期間が1年以上）の事業が、交付申請の対象となります。
 ※FIT（FIP）制度の太陽光と蓄電池の同時設置のみの場合は、事前開始承認申請制度での申請不可です。

4 住宅窓の断熱改修

【補助対象者】

- 城陽市内に住所を有する者
- 市税を滞納していない者（交付申請時に市税調査に同意をいただきます）
- 市内に所有する一戸建て住宅への設置であること（所有し、居住する住宅であること）
- 過去に当該補助を受けていないこと
- 補助対象設備の購入者が申請者本人であること

【補助対象となる設備等の要件】

ガラス・窓及びそれと不可分な部材の製品

- ガラス若しくは窓の交換、又は既存の窓の内外に新たに窓を設置したもの
- 交換、又は設置を行う製品の熱貫流率が4.65W/m²・K以下のもの
- 市内に事務所又は事業所を置く事業者が発注した事業であること

★注意★

- ・ 全面リフォームにより、窓の位置やサイズが変わった場合も補助対象になります。
- ・ 令和7年4月1日以降に発注した工事であること
- ・ 新規に設置した窓は補助対象になりません。

【補助対象経費】

ガラス又は窓の購入に要する費用、ガラス若しくは窓の交換又は窓の設置に要する費用（税抜）

【補助額】

補助対象経費の10分の1（千円未満端数切り捨て）

上限額：5万円

【申請方法】

工事完了後に、以下の書類を環境課に提出してください。

- 城陽市カーボンニュートラル補助金交付申請書
- 工事完了報告書
- 施工箇所全ての施工後のカラー写真及び施行箇所を示した間取り図
- 交換したガラス若しくは窓、又は既存の窓の内外に新たに設置した窓の熱貫流率が記載された製品カタログ、仕様書等
- 窓の断熱改修に係る当該設備の設置費用の内訳のわかる領収書及び明細書の写し
又は融資を受けたことを示す書類及び明細書の写し

【受付期間】

- 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

【申請期限】

- 工事完了日から3か月以内であること

